

令和6年度（2024年度）

環境速報

第212号

令和6年（2024年）7月29日（月）発行

目次

◇令和6年4月～7月に公布された主な環境法令の概要について	1
◇省エネコラム ~ 脱炭素経営とゼロカーボン ~ 小林技術士事務所 所長 小林和男	7
◇協会主催セミナー・研修会情報 ○エコアクション21認証取得研修会事前合同説明会を開催します。 ○令和6年度環境課題解決研究会のテーマを募集します。 ○エコアクション21セミナー第3回、第4回	9
◇知りておきたい環境法規制の基礎知識（第18回） ～大腸菌群数に係る排水基準の改正について～	13
◇環境法令改正情報（令和6年3月26日～令和6年7月25日）	15
◇脱炭素（ゼロカーボン）の取組のヒントに繋がる寄稿を募集します！	27
◇協会からのお知らせ／編集後記	28

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21
地域事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：<http://www.alps.or.jp/nasankan/>

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：<http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/>

令和6年度（2024年度）化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）

1 開催日：令和7年（2025年）1月22日（水）・23日（木） 両日とも10:00～15:00

*本研修会は、2日間で実施します。（どちらか1日のみの参加はできません。）

2 プログラム すべてオンライン（Zoom）で実施します。

第1日（22日）	内 容
10:00～10:10	ガイダンス 事務局説明
10:10～12:00	午前の講義 ○化学物質規制法の早分かり（最新情報と対応のポイント）序論 ・日本の化学物質規制法 ・EUの化学物質規制法 ・中国、韓国、台湾、アセアン主要国の化学物質規制法 ・中国RoHS(II)管理規制 ・その他の国のRoHS法
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） 質疑応答（30分程度）
第2日（23日）	内 容
10:10～12:00	午前の講義 ○管理体制 ・管理の考え方 ・化学物質混入はどのような時に起きるか ○情報伝達 ・顧客要求への対応 ・サプライチェーンマネジメントの進め方
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） ○質疑応答（事前の質問についての）

3. 講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦徹也さん

4. 受講料（テキスト代・消費税込み） 当会会員：12,000円 一般：15,000円

5. 申込締切日 令和7年1月8日（水）午後5時（必着のこと）

6. 申し込み方法 当会ホームページ (<http://www.alps.or.jp/nasankan/>) から案内をダウンロードし、FAX：026-228-5872、メール：nasankan@alps.or.jp 又は郵送でお申し込みください。

7. 問い合せ先 一般社団法人長野県産業環境保全協会事務局 担当：専務理事 古川雅文

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 メール：nasankan@alps.or.jp Fax：026-228-5872

8. 主催：長野県産業環境保全協会 後援：長野県 協賛：長野県電子工業技術研究会

令和6年4月～7月までに公布された主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した法令で、令和6年4月から7月24日（水）までに公布された主な環境法令（法律・政令・規則・告示・長野県条例・同規則）の概要を、所管行政庁のホームページで報道発表された情報等により紹介します。

（文責：一般社団法人長野県産業環境保全協会 専務理事 古川雅文）

I ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和6年4月19日公布：環境省令第20号）

（1）背景・趣旨

- ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）の使用製品（以下「P C B使用製品」という。）を所有する事業者は、確実に、そのP C B使用製品を廃棄し、又はそのP C B使用製品からP C Bを除去するよう努めなければならないこととされている（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第3条第2項）。
 - 他方、ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法（平成28年環境省告示第73号。以下「告示」という。）に定める方法により使用中のP C B使用製品からP C Bを除去し、かつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号。以下「省令」という。）で定める基準（※）に適合すれば、「環境に影響を及ぼすおそれの少ないもの」であるとして、P C B使用製品に該当しないものとなる（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第3条）。
- ※省令第5条において、製品に封入されているP C Bを含む油について、当該油に含まれるP C Bの量が0.3mg/kg以下であることとされている。
- 今般、環境省が事務局を務める有識者会議（以下「WG」という。）において、無害化することまでの可能な技術としてC D P技術（P C B使用製品について、脱塩素化分解方式の洗浄設備を用いて、当該製品に封入されている絶縁油中のP C Bを化学的に分解するとともに当該製品を洗浄し、無害化する技術をいう。）の有効性が新たに確認された。
- また、この際、WGにおいては、C D P洗浄法について、絶縁油中P C B濃度が安定して0.4mg/kg以下であることが確認できれば洗浄処理を終了するものと結論付けており、省令第5条についても所要の手当てをする必要が生じた。

（2）改正の概要

- P C B除去方法としてC D P洗浄法を新たに追加（告示改正）した上で、現行の低濃度P C B廃棄物（廃油）の該当基準（省令第2条）が0.5mg/kg以下であることを踏まえ、省令第5条を改正し、該当基準を0.3mg/kgから0.5mg/kg以下に改める。

（3）施行

令和6年4月19日

【出典：環境省ホームページ 令和6年4月19日環境省報道発表資料】

2 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

(令和6年4月19日公布：法律第18号)

(1) 背景

生物多様性については、2022年に新たな世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」という、いわゆるネイチャーポジティブが掲げられた。我が国においても、過去50年間生物多様性の損失が続いている中で、これを改善するためには、国立公園等の保護地域の保全に加え、自然共生サイトでの活動をはじめとする民間等による生物多様性の維持、回復又は創出に繋がる活動を促進していくことが不可欠。

法律案の検討に当たっては、令和5年10月から令和6年1月までにかけて開催された、中央環境審議会自然環境部会自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会において講ずべき措置が審議され、令和6年1月30日（火）に中央環境審議会から環境大臣に対して「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について」が答申された。

(2) 概要

事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進しようとするもの。

① 基本理念

生物多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、豊かな生物多様性の恵沢を享受できる、自然と共生する社会の実現を掲げる。

② 基本方針

主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、地域における生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を策定する。

③ 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定等

○増進活動実施計画

地域生物多様性増進活動を行おうとする企業等が作成する増進活動実施計画を主務大臣が認定し、認定を受けた者に対して、自然公園法に基づく許可等の手続を不要とする特例等を設け、活動に必要な手続をワンストップ化・簡素化できる措置を講じる。

○連携増進活動実施計画

市町村が地域の多様な主体と連携して作成する連携増進活動実施計画を主務大臣が認定し、認定を受けた者に対して、自然公園法に基づく許可等の手続を不要とする特例等を設け、活動に必要な手続をワンストップ化・簡素化できる措置を講じる。

④ 生物多様性維持協定

長期的・安定的な活動を可能とするため、認定を受けた連携増進活動実施計画を作成した市町村は、その計画の区域内の土地の所有者等と協定を締結することができる制度を設ける。

⑤その他

国、地方公共団体、事業者及び国民の責務等の規定の整備、着実に本法律案の事務を実施するための独立行政法人環境再生保全機構への業務の追加、本法案にその制度を移行することとなる、地域にお

ける多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）の廃止等の措置を講じる。

（3）施行

一部を除き、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【出典：環境省ホームページ 令和 6 年 3 月 5 日環境省報道発表資料】

3 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律 (令和 6 年 5 月 24 日公布：法律第 37 号)

（1）背景・概要

通称「水素社会推進法」。2050 年カーボンニュートラルに向けて、今後、脱炭素化が難しい分野においても GX を推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現していくことが課題。こうした分野における GX を進めるためのカギとなるエネルギー・原材料として、安全性を確保しながら、低炭素水素等の活用を促進することが不可欠。

このため、国が前面に立って、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、基本方針の策定、需給両面の計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置や規制の特例措置を講じるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、水素等を供給する事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置を講じる。

（2）施行

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【出典：経済産業省ホームページ 令和 6 年 2 月 13 日経済産業省報道発表資料】

4 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年 5 月 24 日公布：法律第 38 号）

（1）背景・概要

通称「CCS 事業法」。2050 年カーボンニュートラルに向けて、今後、脱炭素化が難しい分野における GX を実現することが課題。こうした分野における化石燃料・原料の利用 後の脱炭素化を進める手段として、CO₂ を回収して地下に貯留する CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) の導入が不可欠。

我が国としては、2030 年までに民間事業者が CCS 事業を開始するための事業環境を整備することとしており (GX 推進戦略 2023 年 7 月閣議決定)、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な貯留事業等の許可制度等を整備する。

（2）施行

一部の規定を除き、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【出典：経済産業省ホームページ 令和 6 年 2 月 13 日経済産業省報道発表資料】

5 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

（令和 6 年 5 月 29 日公布：法律第 41 号）

（1）法律案の背景

資源循環は、カーボンニュートラルのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要がある。欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れれば成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要。

このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すもの。

本法案の検討にあたっては、令和5年6月から令和6年1月にかけて開催された、中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会において審議され、令和6年2月16日に中央環境審議会から環境大臣に対して「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」が意見具申された。

(2) 概要

○基本方針の策定

再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、基本方針を策定し公表する。国が目指すべき目標を定め、資源循環産業の発展に向けた施策の方向性を提示する。

○再資源化の促進

資源循環産業全体の底上げを図るため、再資源化事業等の高度化の促進に関する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を策定し、公表する。資源循環産業のあるべき姿への道筋を示すことで、産業全体の底上げを図る。

また、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況を報告させ、これを環境大臣が公表することとする。資源循環の促進に向けた情報基盤を整備し、製造業者等とのマッチング機会の創出を通じた産業の底上げを図る。

○再資源化事業等の高度化の促進

先進的な再資源化事業等の高度化の取組みを環境大臣が認定する制度を創設し、認定の効果として、廃棄物処理法の特例を措置することとする。国による最新の知見を踏まえた迅速な認定による制度的支援を通じて先進的な事例を重点的に支援し、先進的な事業を全国的に波及させる。

(3) 施行

一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【出典：環境省ホームページ 2024年3月15日環境省報道発表資料】

6 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」

（令和6年5月31日公布：政令第201号）

(1) 背景・概要

環境省では、アフリカヒキガエル (*Bufo regularis*)、オオサンショウウオ属 (*Andrias* 属) に属する種のうちオオサンショウウオ (*Andrias japonicus*) 以外の種及びオオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物について生態系への被害の状況や被害発生の可能性に鑑み、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成

（6年法律第78号）に基づき飼養等、輸入その他の取扱いを規制する特定外来生物として新たに追加する。

※ 特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。指定された生物の取扱いについては、飼養等（飼養、栽培、保管又は運搬）、輸入、譲渡し、放出等の禁止といった厳しい規制がかかる。

（2）施行

令和6年7月1日

【出典：環境省ホームページ 2024年5月28日環境省報道発表資料】

7 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

（令和6年7月10日公布：政令第244号）

（1）趣旨

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第9回締約国会議（平成31年4月～令和元年5月）において、新たな廃絶対象物質が決定されたことを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第2条第2項に規定された第一種特定化学物質（注）として、「PFOA の分枝異性体又はその塩」及び「PFOA 関連物質」を指定すること等について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）の改正を行う。

（注）第一種特定化学物質は、難分解性、高蓄積性及び人又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質。当該物質については、製造及び輸入の許可（原則禁止）、使用の制限、政令指定製品の輸入禁止等が規定されている。

（2）概要

①第一種特定化学物質の指定（令第1条）

1. 「PFOA の分枝異性体又はその塩」について、第一種特定化学物質に追加指定する。
2. 「PFOA 関連物質」について、第一種特定化学物質に追加指定する。

②第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定（令第7条）

「PFOA の分枝異性体又はその塩」が使用されている場合に輸入することができない製品として、はっ水剤等の13種類の製品を指定する。

また、「PFOA 関連物質」が使用されている場合に輸入することができない製品として、はっ水剤等の8種類の製品を指定する。

③例外的に第一種特定化学物質の使用可能な用途の指定（令原始附則第3項）

「PFOA 関連物質」のうち下記2物質について、例外的に使用できる用途を定める。

- ・ 8:2フルオロテロマーアルコール
- ・ ペルフルオロオクチル=ヨージド

④第一種特定化学物質が使用されている場合に取扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定（令原始附則第4項）

取扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品として、当分の間、「PFOA の分枝異性体又はその塩」及び「PFOA 関連物質」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び

泡消火薬剤を定める。

(3) 施行

施行期日：上記（2）の①の1：令和6年9月10日

上記（2）の①の2、②、③、④：令和7年1月10日

【出典：経済産業省ホームページ 2024年7月5日経済産業省報道発表資料】

8 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）

(1) 経緯

環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものです。第五次環境基本計画は、平成30年4月に策定されており、その中で内外の社会経済の変化等に柔軟かつ適切に対応して、5年後程度が経過した時点を目途に見直す旨が記載されている。

この環境基本計画の見直しについて、令和5年5月に環境大臣から中央環境審議会に対し諮問が行われ、これを受けて中央環境審議会総合政策部会において約1年間にわたり審議が行われた。

(2) 環境基本計画のポイント

- ・本計画は、第一次環境基本計画が策定されてからちょうど30年という節目に策定される環境基本計画であり、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げた、という点が大きな特徴。
- ・現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出している。

【出典：環境省ホームページ 2024年5月21日環境省報道発表資料】

第六次環境基本計画の基本的考え方・構成【第1部】



【環境基本法第1条】

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

■環境危機（地球温暖化等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

■「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」「人類の福祉への貢献」

■「循環共生型社会」（環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明）

【循環】（=科学） <ul style="list-style-type: none">■炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保■地下資源依存から「地上資源基調」へ■環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出	↔	【共生】（=哲学） <ul style="list-style-type: none">■我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に■人と地球の健康の一体化（フランタリー・ヘルス）■一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、同心円
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

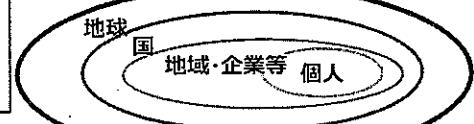
将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」（市場的価値+非市場的価値）をもたらす「新たな成長」：「考え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示

- ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤
- 無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等

■科学に基づく取組のスピードとスケールの確保（「勝負の2030年」へも対応）

- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー
- 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化
- 「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装

【同心円のイメージ】



※地場・企業等には、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

【政府・市場・国民の共進化】



※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

～ 脱炭素経営とゼロカーボン ～

今年は梅雨入りが遅く、1951年の統計開始以降3番目に遅いとのことです。6月に猛暑日となり真夏のような気候です。梅雨明け前で連日39度代や40度の気温を記録しています。また、全国各地で「ツキノワグマ出没注意報」が発令され、長野県も全県に注意報が発令されました。飯山市では、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣の出没情報を市民や観光客に伝えるため、スマートフォン等で確認できる鳥獣被害予防アプリ「けものおと」を導入しています。被害に遭わないために、「けものおと」を利用し、野生鳥獣の出没情報を確認するよう呼び掛けられています。これも異常気象による身近な危険だと感じています。

昨夏の記録的な猛暑で全国産地の生産に影響して2023年産の良質米の収穫量が減少しました。更に記録的な円安によるインバウンド（訪日客）の増加で需要が伸びて、一部スーパーが米の大量購入を控えるよう呼びかける張り紙を掲示するなど品薄感による価格上昇が始まっています。電気料金やガソリン価格も高止まりするなどエネルギーコストは増大し、付随する原料価格も高騰しています。更には、GX（グリーンランスフォーメーション）推進法により2028年度から炭素に対する賦課金の導入が決定しています。

このような現状への対応として、脱炭素経営やゼロカーボンへの取り組みが求められています。脱炭素経営とは、「気候変動対策（＝脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと」です。従来、企業の気候変動対策は、あくまでCSR活動の一環として行われることが多かったのですが、近年では、気候変動対策をリスク低減と成長のチャンスとして自社の経営上の重要課題と捉え、全社を挙げて取り組む企業が大企業を中心に増加しています。

企業の脱炭素経営が進む中、サプライチェーン全体での削減が求められています。今後は企業規模の大小にかかわらず、脱炭素経営の取組実績が、取引パートナー選定のカギになっていきます。サプライチェーン全体のGXを進めるためには、自社における排出量（Scope1,2）削減だけでなく、バリューチェーン（VC）排出量（Scope3）の削減が必要であり、それに向けては自社だけでなくVC上の企業と連携した取り組みが重要となります。

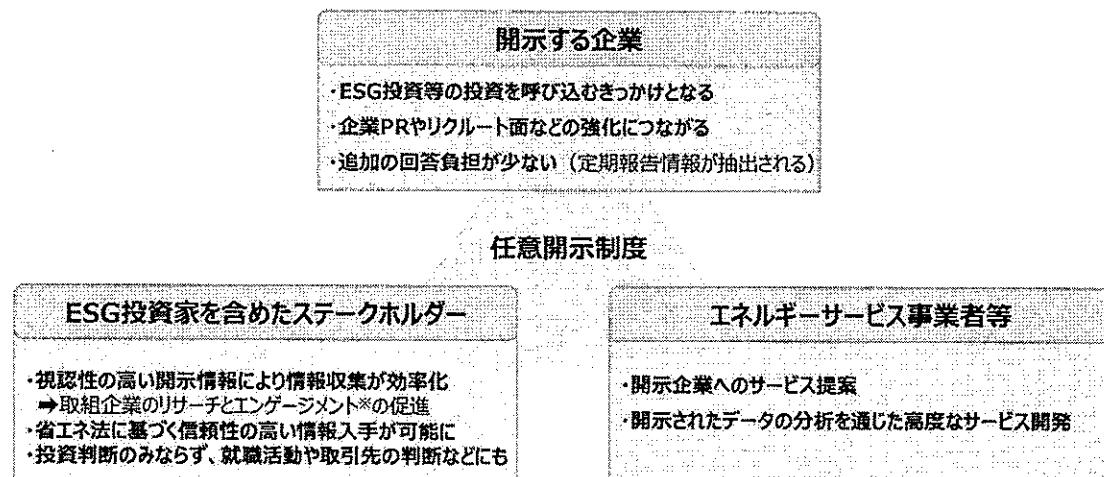
脱炭素経営の第一歩は二酸化炭素排出量の見える化です。自社の年間の二酸化炭素排出量を把握します。次に把握した排出量を削減することです。その際には、経営改善の追求と一体で省エネ（経営課題の解決 with 省エネ）を進めることです。省エネ対策の三本柱は、省エネ、燃料転換、再エネ電気の調達です。まずは、取り組みやすい対策から始め、中長期的に取り組んでいく対策についても、計画的に削減していくプランを作

ります。

中小企業が脱炭素経営に取り組むうえでの、特に身近な5つのメリットは次のようになります。

- ① 優位性の構築：取引先からの脱炭素の要請に対応することができ、売上や受注機会を維持または拡大できる
- ② 光熱費・燃料費の低減：エネルギー消費の効率化や再エネ活用等により、電気料金をはじめとする光熱費・燃料費を削減できる
- ③ 知名度や認知度の向上：いち早く脱炭素経営に取り組むことで、先進的企業としてメディアへの掲載や国・自治体からの表彰を受け、知名度や認知度が向上する
- ④ 社員のモチベーション向上や人材獲得力の強化：社員の共感・信頼を獲得し、社員のモチベーション向上、「この会社で働きたい」という意欲を持った人材を集められる効果が期待できる（若い世代は環境・社会課題への取組を会社選びの新基準にする）
- ⑤ 資金調達における優位性獲得：融資時の評価基準の一つとする金融機関が増える中で、低金利融資の獲得や、再エネ導入等に対象を限定した融資メニューの活用が可能になる

エネルギー使用状況や省エネ取組などの情報開示も重要です。省エネ法に基づく定期報告書の開示制度や長野県温暖化対策計画書制度の任意提出事業者を含めた開示が現在進められています。エコアクション21環境経営レポートには会社全体の二酸化炭素排出量の総量の記載が要求事項であり、その内容がホームページ上で公表されています。このように、エネルギーの使用に関する情報は重要な経営情報の一つとなり、情報の開示によりステークホルダーの判断やエネルギーサービスの発展に寄与することが期待されています。（下図参照）



（出所）資源エネルギー庁ホームページの省エネポータルサイトより

小林 和男 小林技術士事務所 所長

技術士（電気電子部門/総合技術監理部門）

e-mail : koba@iiyama-catv.ne.jp



も実施者
エコアクション21
地域事務局No.001

エコアクション21認証取得研修会 事前合同説明会

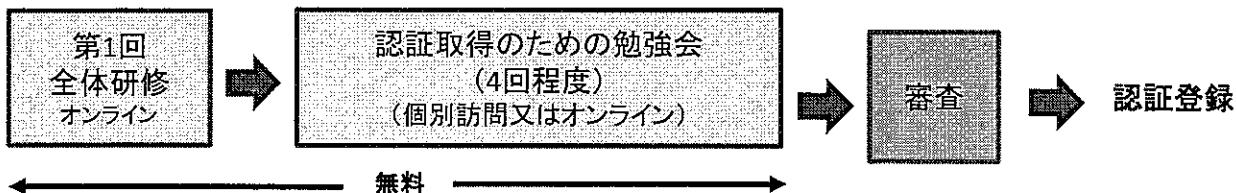
ゼロカーボンに向かう

8月22日(木)13:30
オンライン(Zoom)開催

環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21を使ってゼロカーボンを目指す企業、団体を募集します。研修会は無料でエコアクション21の認証・登録のための支援させていただきます。説明会を開催いたしますので、ぜひ、ご参加ください。(参加無料)

13:30 13:45	エコアクション21認証取得研修会の概要	地域事務局長野産環協
13:45 14:45	エコアクション21で脱炭素に向かう変化に対応 CO2見える化、削減目標・計画策定、実行と見直し、公表	エコアクション21審査員 宇野親治 氏

研修会の内容(予定)



申込方法 下記サイトからお申込みください。
<https://forms.gle/egF7XrGPhiDr6tSf9>



この説明会に関する問い合わせ及びFAX、Eメール送付先
一般社団法人長野県産業環境保全協会
TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872
Email:ea21nasa@nasankan.or.jp

下記に必要事項を記入し、FAX、Eメールしていただきても結構です。

氏 名	
企業・団体名	
Eメールアドレス	
所 在 地	
紹介団体名	記入は必須ではありません。

主催 長野県エコアクション21普及戦略会議 : 長野県(環境部、産業労働部)
長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会
長野県建設業協会、長野県資源循環保全協会、八十二銀行、長野銀行、長野県信用金庫協会、
長野県信用組合、信州EA21研修会、長野県産業環境保全協会

令和6年度環境課題解決研究会のテーマを募集します

令和5年度に引き続きまして、今年度も環境課題解決研究会を開催いたします。会員企業の排水管理ご担当者様を中心として、参加者同士で日頃の業務上の課題などについて話し合い、互いに勉強をする場となっております。

今年度は「排水処理について」を大きなテーマとして開催いたします。その中で聞いてみたい話や、講師として呼びたい方などがいらっしゃいましたら是非ご意見を頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

開催の概要は以下のとおりとなります。

- ・日時 令和6年11月下旬 15:00~、90分程度（予定）
- ・開催方法 オンライン形式 *Zoom利用
- ・対象 会員企業の環境担当者 *排水管理担当者等
- ・内容
 - (1) 排水処理についての講演会等
 - (2) 会員企業同士のグループ懇談会

応募について

1. 募集内容 「排水処理について」の中で聞きたい話題、呼びたい講師など
2. 応募方法 下記の連絡先にメールまたは電話でご連絡ください。
3. 締め切り 2024年8月26日（月）

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館 5階

(一社)長野県産業環境保全協会 講習会係

問い合わせ：Tel 026-228-5886 E-mail nasankan@alps.or.jp

2024年度

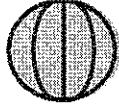
エコアクション 21 セミナー

オンラインセミナー 全4回シリーズ開催



エコアクション21
地域事務局1-001

エコアクション 21 を使って
脱炭素経営の仕組みを整える



ゼロカーボン SDGs

全世界が気候変動対策を緊急課題として動き出しており、国も長野県もゼロカーボンに向かって具体的な目標を設定しております。これらの目標を実現に向かうことは企業にとっては大きなチャレンジとなります。その方法の一つとして、環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21の仕組みが注目されています。

今年度のセミナーは4回シリーズで 1. ゼロカーボン達成の道具としてのエコアクション21、2. 構築と運用の実務、3. 省エネ事例、4. 中小企業の脱炭素経営と毎回テーマを決めてオンラインで開催いたします。脱炭素やエコアクション21にこれから取り組みたいと考えている方、すでに取り組んでおり、活動内容の向上を考えている方、いずれも参加が可能です。

経営者、企業及び自治体の担当者の方々等大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

各回すべてオンライン（Zoom）による開催

第1回 ゼロカーボン達成の道具としてのエコアクション 21 2024年6月13日(木) 13:30 ~ 15:20

13:30 ～14:30	脱炭素経営（ゼロカーボン）とエコアクション21 エコアクション21を使ってゼロカーボン達成にどう向かうか	エコアクション21審査員 小林和男氏
14:40 ～15:20	事例発表 全社で取り組む脱炭素（ゼロカーボン） 本業により全員で取り組む	林業笠原造園株式会社 工事課 課長 小山晃氏

第2回 エコアクション 21 構築・運用の実務

2024年7月10日(水) 13:30 ~ 15:20

13:30 ～14:30	エコアクション21ガイドライン解説 CO2見える化、削減目標策定、実行、見直し、レポート作成	エコアクション21審査員 桜井和夫氏
14:40 ～15:20	事例発表 本業で取り組む環境改善 有機農業と、未来へ	㈱デリカ 製造部品管生技G 課長 小松亭彦氏

第3回 省エネ事例

2024年9月11日(水) 13:30 ~ 15:20

13:30 ～14:30	エコアクション21で省エネに取り組む 中小企業での省エネ事例紹介(取り組み易いものを中心)	エコアクション21審査員 中村秋男氏
14:40 ～15:20	事例発表 わが社の省エネ・再エネの取り組み その実例と成果	㈱みすゞコーポレーション 省エネ対策部 部長 荒井純一氏 リサイクル管理部 部長 宮尾幸彦氏

第4回 中小企業の脱炭素経営

2024年10月8日(火) 13:30 ~ 15:20

13:30 ～14:30	中小企業がゼロカーボン（脱炭素経営）を実現するため ゼロカーボン社会への変化に対応する	エコアクション21審査員 末広 繁和氏
14:40 ～15:20	事例発表 エコアクション21の取り組み CO ₂ 排出量削減の取組内容を中心に	日進乳業㈱ アルプス工場 工務課 主任 渋谷一秀氏

1. 定員 各50名



主催：長野県（一社）長野県産業環境保全協会（EA21 地域事務局長野産環協）
共催：（一社）長野県環境保全協会 （一社）長野県資源循環保全協会 （一社）長野県建設業協会 長野県工業会
後援：（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会 長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会

2. セミナー申込方法

参加ご希望の方は各開催日の1週間前までに下記のフォームから
お申込みください。 <https://forms.gle/r8wdYsmexbfvTAvg48>



申込 QR コード

下記の申込書でFAX又はEmailでも結構です。(受講料 無料)

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 (一社)長野県産業環境保全協会 講習会係

Tel 026-228-5886 Fax 026-228-5872 E-mail ea21nasa@nasankan.or.jp

★オンラインセミナー受講にあたって

1. Zoom の利用は無料です。パソコン、スマホ、タブレットのいずれでも利用が可能です。
2. 参加申込者には開催日2日前までに別途メールにてミーティング URL 等をご案内いたします。
3. 参加申込者には事前に資料を電子ファイルで配布いたします。

FAX の場合は切り取らずにそのまま送信してください。

年 月 日

エコアクション21セミナー参加申込書

(一社)長野県産業環境保全協会 御中

企業・団体名 _____

所在地 〒 _____

Tel _____ Fax _____

参加者氏名	所 属	Email アドレス	参加したいプログラム (該当するものに○)
			第1回 第2回 第3回 第4回

各回、参加申し込みされた方全員に事前にミーティング URL、資料(電子ファイル)をお送りいたします
ので、必ずEmailアドレスをご記載ください。

知っておきたい環境法規制の基礎知識（第18回）

～大腸菌群数に係る排水基準の改正について～

I. 法改正の概要

令和6年1月25日に公布された「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」の中で、排水基準の「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ見直すと発表があった。改正された法律が施行されるのは令和7年4月1日となる。詳細は表Iのとおりである。

表I. 法改正の概要

	改正後	改正前
項目名	大腸菌数	大腸菌群数
基準値（日間平均）	800	3,000
単位	CFU/ml (CFUはコロニー形成単位の略)	個/cm ³
施行期日	令和7年4月1日	

本記事では、改正に至った経緯や、基準値の算定の根拠についてまとめて解説をする。

2. 改正に至った経緯

・環境基準の見直しの経緯

今回の排水基準の見直しが発表される約2年前の令和4年4月1日に、生活環境項目環境基準の「大腸菌群数」について、「大腸菌数」への見直しがされた。環境中のふん便汚染の指標には長年「大腸菌群数」が用いられてきたが、測定技術が向上したことにより、当初の計画のとおり「大腸菌数」を用いることになった。詳細は以下のとおり。

昭和45年4月に「水質汚濁に係る環境基準」が閣議決定され、その後、同年5月に生活環境項目環境基準として大腸菌群数が追加された。大腸菌群数は、水域にふん便汚染がある場合には、同時に赤痢菌、コレラ菌等の病原菌が存在する可能性があり、公衆衛生上の問題となることから、ふん便汚染の指標として用いられてきた。ふん便汚染の指標としては、大腸菌 (*Escherichia coli*)を採用することが検討されたが、環境基準設定当時の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術はなかったことから、比較的容易に測定できる大腸菌群数が採用された。

しかしながら、大腸菌群数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壤等に分布する自然由來の細菌も含んだ値が検出されると考えられ、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があり、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられた。また、今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（第2次答申）」（令和3年7月中央環境審議会）を踏まえ、生活環境項目環境基準の大腸菌群数については、より的確にふん便汚染を捉えることができる指標として令和4年4月に大腸菌数へ見直された。

・排水基準の見直し

排水基準は環境基準の維持・達成等を目的に設定するものであることから、環境基準と同一に管理するために排水基準の指標の大腸菌群数から大腸菌数への見直しについて検討がされた。排水基準値、測定方法等について検討がなされ、前述のとおり法改正となった

3. 排水基準値の設定について

今回の改正では測定の対象も変更となるため、現行の排水基準値をそのまま用いることができない。そこで環境省は、毎年実施している「水質汚濁物質排出量総合調査」の結果をもとに、「大腸菌群数」と「大腸菌数」の測定値の関係を調査し、排水基準値を決定した。なお、「大腸菌群数」と「大腸菌数」の違いは表2のとおりである。

表2. 「大腸菌群数」と「大腸菌数」の違い

大腸菌群数	大腸菌以外にも、ふん便から検出されるが土壤や水中を生息場所としている菌種や、土壤や水中を生息場所としている非ふん便性の菌種も検出される。
大腸菌	ふん便にのみ存在する菌種のみを対象に測定している。

【調査の概要】

「大腸菌群数」と「大腸菌数」の測定値の関係について環境省が平成29年から令和4年まで実態調査を実施した。調査の概要は以下のとおり。

(1) 調査対象業種

調査対象の業種は、排水中のふん便汚染の割合が高いと考えられ、また、生活系排水等の有機汚濁の指標であるBOD負荷量の多い業種に着目した。具体的には、環境省で実施している「水質汚濁物質排出量総合調査」の結果を基に、水道業（下水道関連業種）、宿泊業（旅館業）及び農業（畜産業）を対象に排水実態調査を実施した。

(2) 調査方法

各事業場において、排水処理施設内の消毒施設の直前の水（未消毒）及び公共用水域に排出される水（排水水）（消毒後）を採水した。採水する季節、時間については、季節変動・日内変動を確認するため、数年ごとに変更をしながら調査した。その他、詳細な方法については参考資料の「大腸菌群数の排水基準の見直しに係る情報」（環境省）に記載のとおりである。

(3) 測定結果、排水基準値案の設定について

集めたデータの中から大腸菌群数が100個/ml～3,000個/mlのデータを対象に整理した。その結果、大腸菌群数と大腸菌数の存在比（大腸菌数/大腸菌群数）の平均値は0.28と算出された。よって、現行の基準値である大腸菌群数3,000個/mlに相当する大腸菌群数は840CFU/ml程度が考えられる（表3）。大腸菌数の基準値800CFU/mlはこの調査結果を基に設定された数値である。

表3. 排出水の大腸菌群数と大腸菌数の存在比

大腸菌群数（個/ml）	100以上～3,000以下
データ数	29
大腸菌数/大腸菌群数の平均値	0.28
大腸菌群数3,000個/mlに相当する大腸菌数(CFU/ml)	840

大腸菌数800CFU/mlは大腸菌群数3,000個/mlに相当する数値であるため、基準値が厳しくなったわけではない点に留意して頂きたい。大腸菌対策が消毒することであるのは変わらないため、対象の事業者の方々には引き続き適切な対応をお願いする。

参考文献

大腸菌群数の排水基準の見直しに係る情報 環境省

環 境 法 令 改 正 情 報

令和6年3月26日～令和6年7月25日

(注) *印の法令は、「令和6年4月～7月に公布された主な環境法令の概要について」に掲載しています。

3月	改 正 法 令	概 要
27日	公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（七二）	公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条（障害補償費の額）第1項に基づく介護加算額、第40条（療養手当の支給）第1項に基づく療養手当の額、第41条第1項に基づく葬祭料の額及び第54条（単位排出量当たりの賦課金額）第2項第2号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を改め、令和6年4月1日から施行する。
28日	悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令（環境一二）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、及び悪臭防止法第4条（規制基準）第2項第2号の規定に基づき、悪臭防止法施行規則の一部を改正し、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。悪臭防止法施行規則第6条の2（排出口における臭気排出強度及び臭気指数に係る規制基準の設定方法）に関する改正。
29日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二） 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（略称「容器包装リサイクル法」）第11条（特定容器利用事業者の再商品化義務）第2項第2号ハ及び第13条（特定包装利用事業者の再商品化義務）第2項第2号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（略称「e-文書法」）第3条（電磁的記録による保存）第1項、第4条（電磁的記録による作成）第1項の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。

3月	改 正 法 令	概 要
29日	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・国土交通・環境一）	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）及び農地法施行規則の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第9号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2（地域脱炭素化促進事業計画の認定）第1項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。経過措置あり。
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・環境二）	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第14条（標識の掲示）及び第15条（料金）第3項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。
	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・環境一）	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行に伴い、並びに農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条（設備整備計画の認定）第1項及び第2号第5項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。経過措置あり。
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二〇）	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。
	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（同二一）	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を定める。
	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二二）	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴い、並びエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条（計画の作成）第1項の規定に基づき、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。

3月	改 正 法 令	概 要
29日	特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境四）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（略称「容器包装リサイクル法」）第12条（特定容器製造等事業者の再商品化義務）第2項第2号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。
	特定物質等の破壊に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（同五）	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第11条（製造数量の確認）第1項の規定に基づき、特定物質等の破壊に関する基準を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。
	公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（公害等調整委二）	公害紛争処理法第47条（公害等調整委員会規則等への委任）の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。
4月	改 正 法 令	概 要
1日	食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府五〇）	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行に伴い、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を定め、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。
	水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）	水銀による環境の汚染の防止に関する法律を実施するため、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律を実施するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を定め、公布の日から施行する。
	資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）	資源の有効な利用の促進に関する法律を実施するため、資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を定め、公布の日から施行する。

4月	改 正 法 令	概 要
1日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境四）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律を実施するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を定め、公布の日から施行する。
	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通・環境一）	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律を実施するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正し、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・国土交通・環境三）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律を実施するため、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
	水道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通・環境三）	水道法第47条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定に基づき、並びに水道法を実施するため、水道法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
	自然公園法施行規則の一部を改正する省令（環境一六）	自然公園法の規定に基づき、および同法を実施するため、自然公園法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
16日	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一九）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（略称「鳥獣保護管理法」）第2条（定義等）第5項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。

4月	改 正 法 令	概 要
	<p>* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（環境二〇）</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令第3条（環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品）の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。改正の概要：P C B除去方法としてC D P洗浄法を新たに追加（告示改正）した上で、現行の低濃度P C B廃棄物（廢油）の該当基準（省令第2条）が0.5mg/kg以下であることを踏まえ、省令第5条を改正し、該当基準を0.3mg/kgから0.5mg/kg以下に改める。</p>
19日	<p>環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二一）</p>	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴い、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行に日から施行する。</p>
	<p>公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二二）</p>	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴い、公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行に日から施行する。</p>
	<p>* 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 (一八)</p>	<p>地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律を公布し、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。本法律は、事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進しようとするもの</p>

4月	改 正 法 令	概 要
	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七一）	施行期日を令和7年4月1日とする。
19日	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一七二）	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部改正 2 建築基準法施行令の一部改正 3 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。
25日	労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働七九）	労働安全衛生法第57条の4（化学物質の有害性の調査）第1項及び第3項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正し、令和8年7月1日から施行する。ただし、第2条（労働安全衛生規則第34条の14（新規化学物質の名称の公表）の改正規定は、令和6年7月1日から、次項の規定（準備行為）は、令和7年1月1日から施行する。内容：労働安全衛生規則第34条の4（新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等の届出）、第34条の12（通知）及び第100条の2（電子情報処理組織による申請書の提出等）に関する改正。
26日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通五五）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第5条の3（油及び水バラストの積載の制限）第3項、第10条の4（船舶発生廃棄物記録簿）第1項及び第17条の4（水バラスト記録簿）第2項並びに第19条の22（燃料油供給証明書等）第1項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正し、令和6年5月1日から施行する。ただし、第8条の13（法第5条の3第3項の国土交通省令で定める性状又は種類の油）の改正規定は、令和6年7月1日から施行する。
	新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四）	水銀による環境の汚染の防止に関する法律第13条（新用途水銀使用製品の製造等の基本原則）の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正し、公布の日から施行する。この命令による改正後の新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の規定は、平成29年8月16日から適用する。

5月	改 正 法 令	概 要
1日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOs又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛一）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第343号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）（略称「化審法」）第28条（基準適合義務）第2項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項（経過措置）の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOs又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令附則ただし書に規定する規定の施行の日（令和6年6月1日）から施行する。
24日	* 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（三七）	略称：水素社会推進法 趣旨：国が前面に立って、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、基本方針の策定、計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置（「価格差に着目した支援」、「拠点整備支援」等）や規制の特例措置を講じるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、水素等の供給を行う事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置を講じる。
	* 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（三八）	略称：CCS事業法 趣旨：2030年までに民間事業者が国内におけるCCS事業を開始するための事業環境を整備するため、貯留事業・試掘に係る許可制度及び貯留権・試掘権の創設、貯留事業者及び二酸化炭素の導管輸送事業に関する事業規制・保安規制を整備する。

5月	改正法令	概要
29日	* 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(四一)	<p>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律を公布する。概要 主旨：脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。主な措置事項：（基本方針の策定）再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、基本方針を策定し公表するものとする。（再資源化の促進）・再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表（再資源化事業等の高度化の促進）再資源化事業等の高度化に係る国が一括して認定を行う制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例を設ける。（附則）一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一九六）	<p>1次に掲げる物を劇物に指定する。四-クロロ-ニ-フルオロ-五-[(RS)- (ニ・ニ・ニ-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=五-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチルニエーテル（別名フルベンチオフエノツクス）及びこれを含有する製剤 2(1)ー（三-クロロ-四・五・六・七-テトラヒドロピラゾロ[一・五-a]ピリジン-ニ-イル）-五-[(シクロプロピルメチル)アミノ]-H-ピラゾール-四-カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤 (2)ニ-イソプロピル-四-メチルビリミジル-六-ジエチルチオホスフエイト（別名ダイアジノン）を、マイクロカプセル製剤として30パーセント以下を含有する製剤 3経過措置あり4この政令は、令和6年6月1日から施行する。ただし、2については、公布の日から施行する。</p>

5月	改 正 法 令	概 要
31日	* 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇一）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（略称「特定外来生物法」）第2条（定義等）第1項及び第30条（経過措置）の規定に基づき、特定外来生物法施行令の一部を改正し、令和6年7月1日から施行する。経過措置あり。アフリカヒキガエル (<i>Bufo regularis</i>)、オオサンショウウオ属 (<i>Andrias</i> 属) に属する種のうちオオサンショウウオ (<i>Andrias japonicus</i>) 以外の種及びオオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物について新たに特定外来生物に指定する。
6月	改 正 法 令	概 要
5日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇四）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第4条（船舶からの油の排出の禁止）第3項、第5条の3（油及び水バラストの積載の制限）第3項、第10条（船舶からの廃棄物の排出の禁止）第2項第2号及び第3項、第18条（海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の禁止）第2項第2号並びに第19条の21（燃料油の使用等）第1項の規定に基づき、同法施行令の一部を改正し、一部を除き、令和7年1月1日から施行する。経過措置あり。
10日	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令（経済産業・環境ハ）	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（略称「公害防止組織整備法」）第8条の14（帳簿の記載）第2項に基づき、及び同法を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。
19日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（五六）	地球温暖化対策の推進に関する法律（略称「地球温暖化対策推進法」）の一部を改正し、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。経過措置あり。主な改正内容：1 定義 2 地方公共団体実行計画等 3 数市町村にわたる事項の処理等 4 宅地造成及び特定盛土等規制法の特例 5 国際協力排出削減量の記録等 6 国際協力排出削減量の管理 7 指定実施機関 8 温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進 9 環境大臣による地球温暖化防止活動の促進 10 割当量口座簿等に係る規定を削り、その他所要の規定の整備を行うこととした。

6月	改 正 法 令	概 要
	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境九）	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（略称「e-文書法」）第3条（電磁的記録による保存）第1項及び第4条（電磁的記録による作成）第1項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。
28日	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（経済産業・国土交通一）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（略称「改正建築物省エネ法」）の施行に伴い、及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条（定義等）第1項第3号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正し、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。
	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通六八）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。経過措置あり。
7月	改 正 法 令	概 要
1日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境三）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（略称「特定外来生物法」）第21条（輸入の届出）及び第25条（輸入のための証明書の添付等）第1項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第201号）の施行に日（令和6年7月1日）から施行する。

7月	改 正 法 令	概 要
	<p>* 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四四）</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（略称「化審法」）第2条（定義等）第2項、第24条（製品の輸入の制限）第1項、第25条（使用的制限）、第28条（基準適合義務）第2項及び第52条（経過措置）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する。概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第一種特定化学物質の指定（化審法施行令第1条） (2) 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定（化審法施行令第7条） (3) 第一種特定化学物質を使用することができる用途及び期限の指定（化審法施行令原始附則第3項） (4) 第一種特定化学物質が使用されている場合に取り扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定（化審法施行令原始附則第4項） <p>施行期日：一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。経過措置あり。</p>
10日	<p>PFOI等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令（厚生労働・経済産業・環境一）</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第244号以下「改正化審法施行令」という。）の施行に伴い、及び化審法第20条（許可の基準）第2号の規定に基づき、PFOI等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令を定め、改正化審法施行令の施行の日（令和7年1月10日）から施行する。</p>
	<p>PFOI等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令（同二）</p>	<p>改正化審法施行令の施行に伴い、及び化審法第28条（基準適合義務）第2項の規定に基づき、PFOI等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令を定め、改正化審法施行令の施行の日（令和7年1月10日）から施行する。</p>
	<p>PFOI等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を除く。）を定める省令（同三）</p>	<p>改正化審法施行令の施行に伴い、及び化審法第28条（基準適合義務）第2項の規定に基づき、PFOI等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を除く。）を定める省令を定め、改正化審法施行令の施行の日（令和7年1月10日）から施行する。</p>
	<p>経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四五）</p>	<p>化審法第21条（変更の許可等）第1項の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。</p>

7月	改 正 法 令	概 要
18日	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四七）	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（略称「省エネ法」）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。

脱炭素（ゼロカーボン）の取組のヒントに繋がる寄稿を募集します！

2025年1月発行予定の協会会報誌「サン」第53号に掲載する記事を募集します。

協会では「2050年ネットゼロ」を宣言した長野県に賛同し、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！」を会報のテーマとしています。

第52号（2024年1月発行）では、県内58町村の事業所向け脱炭素促進施策アンケート結果、長野県企業局の小水力発電所の建設の取り組み、会員事業所（ナカムラマジック株式会社）の熱マネジメント技術開発によるゼロカーボン社会への挑戦などの記事を掲載しました。

SDGsの目標年2030年まで7年を切る今年度、2030年度に温室効果ガス正味排出量6割削減（2010年度比）を掲げる長野県、今、その実現に向け事業者、個人が具体的にできることに着手することが求められています。

今回の第53号では、脱炭素に繋がるヒントになる会員事業所等の様々な取り組みを紹介する予定です。これならすぐできるという取り組み、ちょっとした工夫ができる取り組み、行動変容での取り組み、脱炭素に資する技術開発・製品開発、ソフトや設備導入での取り組みなど経費ゼロから経費を要するものなど形態は問いません。例えば、自社の製品がゼロカーボンに役立っている、クールビズの奨励、社内会議でのペーパーレス化推進などでゼロカーボンに向けた行動変容を実践している、排出量の見える化を図っている、電力のグリーン化など様々な取り組みがあると思います。会員事業所の脱炭素に向けた知恵をお寄せください。

☆☆☆会報サン第53号 脱炭素（ゼロカーボン）の取組のヒントに繋がる寄稿募集要領☆☆☆

1 応募締切（目安） 2024年9月30日（月）

2 応募要領

- (1) 応募は原則、協会会員及び協会関係者とします。
- (2) 記事 A4版1枚～4枚程度（枚数制限はなし）
- (3) 具体的な脱炭素に繋がるヒントになる様々な取り組み

*依頼又は取材撮影可（応相談）

(4) その他

- ①原稿は、WordまたはExcelで作成いただければ助かります。
- ②差し支えなければ、執筆者の写真等も送付ください。
- ③書式指定はありません。1ページ：1行39字、36行が目安です。
- ④送付方法・問合せ 送付方法 送り先メールアドレスに、メール添付で送付をお願いします。

送り先・問合せ 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 会報編集係（担当：古川）

TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872

E-mail : nasankan@alps.or.jp

～協会からのお知らせ～

○令和6年度協会主催で今後開催する研修会日程をお知らせします。

名 称	日 程	受講料等	掲載頁
化学物質管理関連研修会（オンライン）	2025年 1月22日（水）・23日（木）	一般15,000円 会員12,000円	表紙裏
課題解決研究会（オンライン）	11月 未確定 ＊テーマ募集中	会員事業所 無料	10頁
エコアクション21セミナー（オンライン）	第3回9月11日（水） 第4回10月8日（火）	無料	11頁
エコアクション21認証取得研修会（オンライン等） 主催：エコアクション21普及戦略会議	第1回事前合同説明会 8月22日（木）（オンライン） 研修会（4回） 第1回9月日時未定 第2回10月〃 第3回11月〃 第4回12月〃	無料 ＊日程確定次第、協会ホームページ等でお知らせします。	9頁
エコアクション21無料個別相談会	8月21日（水） 9月18日（水） 10月16日（水） 11月20日（水）	無料	裏表紙

* 詳細は、上記の掲載頁の案内をご覧ください。

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

令和6年度も通常総会を経て4か月余り、協会主催セミナーは、環境保全基礎研修会とエコアクション21セミナー（全4回）第1回、第2回が終了しました。SDGsの目標年2030年まで7年を切り、脱炭素に向け具体的な取組が喫緊の課題となっていることもあります。協会主催研修会は、昨年度同様、原則、オンラインで実施します。課題解決研究会を除き、開催日程等が決まりましたので本号に案内を掲載しました。環境課題解決研究会はテーマ、会報サンは脱炭素の取組の寄稿を募集します。提案・応募をお願いします。また、協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。

（専務理事 古川雅文）

エコアクション21 無料個別相談会のご案内

1 開催日時 原則、毎月第3水曜日

開催日	相談時間帯	備考(相談時間など)
① 2024年8月21日(水)		
② 2024年9月18日(水)		
③ 2024年10月16日(水)		
④ 2024年11月20日(水)	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10
(一般社団法人 長野県産業環境保全協会 事務室までおいでください。会場までご案内します。)

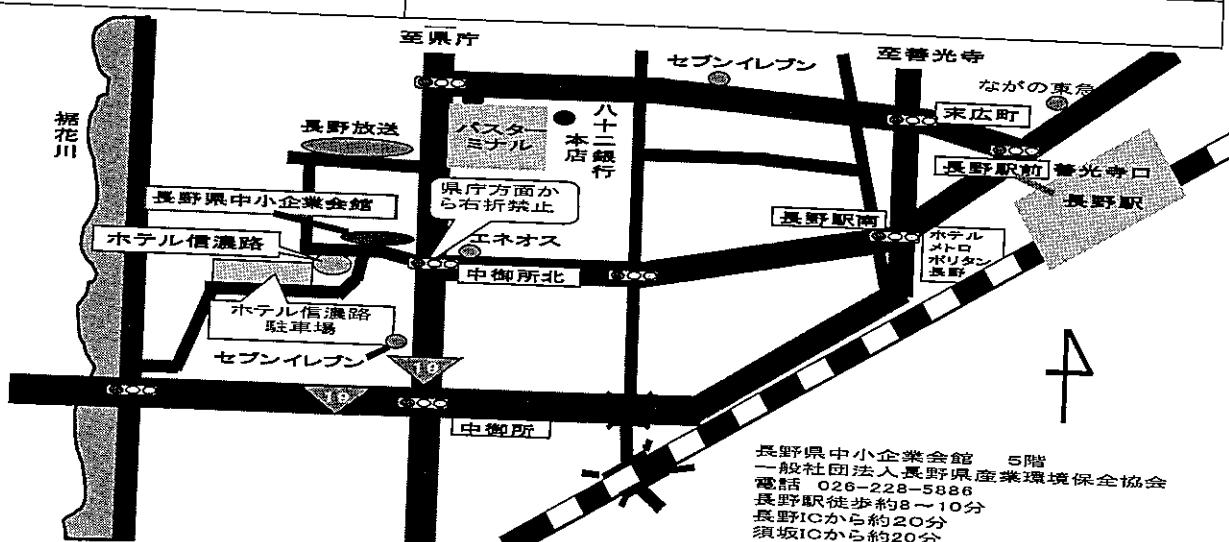
3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21無料個別相談会申込書」に
ご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

- 4 その他 ①当日は、専門家(エコアクション21審査員等)又は事務局が対応します。
 ②リモート(Zoom)での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。
 ③お問合せ:一般社団法人長野県産業環境保全協会(エコアクション21地域事務局 長野産環協)
 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階
 Tel: 026-228-5886 Fax: 026-228-5872 e-mail: ea21nasa@nasankan.or.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

エコアクション21無料個別相談会申込書

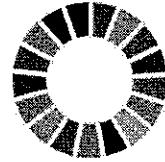
相談希望日(何れかに○印)	希望時間帯(午後1時30分～午後4時30分の間の内での希望あれば)
① 8月21日(水)	午後 時 分頃 ~ 午後 時 分頃
② 9月18日(水)	
③ 10月16日(水)	
④ 11月20日(水)	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先(TEL・Fax・mail)	
その他連絡事項など	



2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



環境省



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies